

おかげさまで創立 30 周年



健年タイムズ

発行：髙 健康と年金出版社

住所：〒231-0015

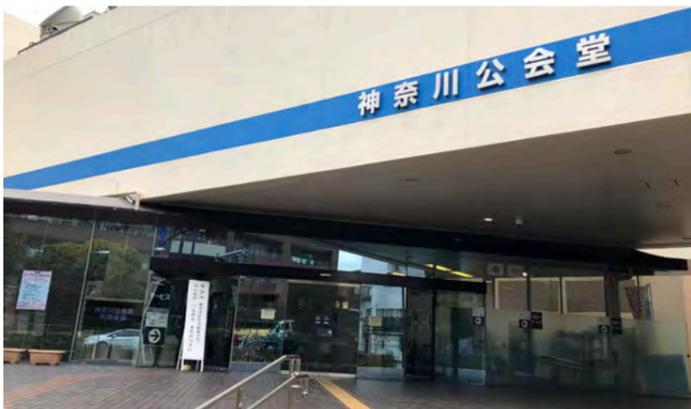
神奈川県横浜市中央区尾上町 1-6-8F

TEL：045-664-4677

FAX：045-664-4680

https://www.ken-nen.co.jp/

社会保険審査会—健康保険編に関する 裁決事例をテーマに講演



健康保険実務研究会を開催

東京・神奈川から 多くの健保組合の方が参集

2月1日、コロナ禍によって延期をしておりました「第9回健康保険実務研究会」を、横浜市神奈川区の神奈川公会堂にて開催いたしました。この日は東京都、神奈川県内から多くの健保組合の関係者が参集され、熱心に聞き入りおりました。久しぶりの開催のため定員(35名)を大幅に上回る申し込みがあり、残念ながら出席をお断りする健保組合もあり、誠に申し訳ありませんでした。講義では社会保険労務士の蛭田先生が、裁決事例集をテキストに講演をいたしました。

年金アカデミーを サロン形式で開催

公的年金に関しては圧倒的な知識を誇る、年金アカデミー講師の廣部先生の講座が2月19日、神奈川公会堂にて開催をされました。今回は質疑応答が中心のサロン形式という今までにない方法で、講師と受講生がディスカッションをメインに、各年金改正を廣部先生なりに論じていました。この号では当日に配布されました「2024年財政検証に向けて制度改革の検討課題」の一部を掲載いたします。



▲廣部正義講師

【資料1】 2024年財政検証に向けて制度改革の検討課題

検討課題	現 状	政府案の方向	廣部の見解
1 年金制度の男女間格差			
① 老齢厚生年金の支給開始年齢	65歳支給を段階的に移行実施中。	女子、船員、坑内員、警察官、海上保安官、自衛官、消防署員などの特例制度は全て経過措置を残して廃止に向かっている。	
② 遺族厚生年金ア 支給開始年齢	① 女子には年齢制限はない。 ② 男子は55歳以上で60歳未満は支給停止。ただし、遺族基礎年金受給権者であるときを除く。	① 子のいない女子に遺族年金は必要か。 ② 遺族厚生年金は65歳までとする。 ③ 850万円の収入基準の見直し。	現行の受給権者は経過措置で救済されるが今後受給権者となる人は改悪となる。 ① 男子に合わせるのが筋だと思う。 ② 子のいない遺族には不要である。 ③ 標準報酬月額による支給停止か又は所得制限が必要。
イ 寡婦加算制度	男子にはない女子のみの制度。	女子も廃止の方向か？	前欄の考えから不要。
ウ 3号被保険者死亡	被扶養者配偶者の死亡を支給事由とする遺族厚生年金の可否	長期要件のみに限定するかどうか。	長期要件は制度を存続する。問題は10年から24年加入者の取扱い。
エ 祖父母の遺族年金	父母、祖父母も遺族の範囲	自分の老齢厚生年金が中心の仕組みにしていく。	老齢基礎年金のみで生活できない世代が存在する中で廃止は困難。むしろ、生計維持関係の認定を厳格にすべき。
2 障害厚生年金の改善			
① 厚生年金加入中に発症した傷病であっても初診日が喪失後の場合障害厚生年金が支給されない。 ② 遺族年金と共通であるが、「直近の1年に未納期間がないこと」		① 遺族厚生年金の長期要件のような仕組みを導入し、一定期間障害厚生年金に加入していた場合は、障害厚生年金の対象とする。 ② 令和8年3月までの時限法。	①旧法厚生年金は発病主義であった。旧法国民年金には長期要件があった。 ②この制度は、初めて加入する若年者や在日外国人に限るべき。
3 国民年金1号被保険者の加入期間の延長			
① 現状は20歳から59歳まで第1号被保険者である。 ② 2号被保険者も20歳から59歳までが老齢基礎年金の対象である。 ③ 64歳まで任意加入は可能だが、保険料納付済期間が最長480月が上限となっている。		20歳以上65歳未満を第1号被保険者(強制加入)とする。	① メリット ア 老齢基礎年金(定額部分)が5年分増える。 イ 低所得者は免除申請ができる。 ウ 障害基礎年金を65歳以降受けられる人が増える。 エ 国庫負担が増える。 ② デメリット ア 保険料負担が増える。 イ 繰上げ請求ができるのか？ ウ 寡婦年金はどうなるのか？

年金アカデミーのご案内

質疑応答(サロン形式)で学ぶ
各種年金事例

日 時	2024年2月19日(月)13:30~16:00	受講料	11,000円(税込)
対 象	社会保険労務士・市町村窓口担当者	定 員	12名
会 場	横浜市神奈川公会堂 第2会議室 【横浜市神奈川区高家町1-3(JR 京急東神奈川駅徒歩5分、東急東横線徒歩6分)】		
主 催	健康と年金出版社、年金ビジネス研究所共催 研究会：岡村重隆(年金ビジネス研究所)		
TEL	045-664-4677 FAX: 045-664-4680	mail	daihyo@ken-nen.co.jp URL: https://www.ken-nen.co.jp/

■年金における男女格差問題について(遺族給付について、第3号被保険者のあり方の問題)
■障害年金の支給要件と問題
■60歳~65歳までの強制加入期間のメリット、デメリット
*テーマごとに廣部先生が30分説明し、その後、質疑応答の形で進行する予定です。

廣部 正義 (ひろべ まさよし)

「公的年金の総論」「旧法公的年金の解説」「障害年金制度」の解説の著者。

サロン形式で、
質疑応答が中心の
セミナーです

お申し込み方法
お申し込みの「申込書」にお名前、ご住所を記入の上、FAXか郵送にて弊社までお送りください。お申し込みを弊社で「請求書」「領収書」をお送りいたします。ご入金確認後、「受講書」とお送りいたします。「受講書」は必ず受講前にご確認ください。なお、受講のお申し込みは郵送でも可ですが、ご了承ください。ご入金後に受講者の一部によりキャンセルされる場合は、郵送またはFAXか電話にて早急にお知らせください。当日のキャンセルはご遠慮ください。また、受講内容の録音、録画についてはお断りさせていただきます。
*定員を超えた場合は、お断りさせていただきます。また、受講者が規定の定員に満たなかった場合、講座を中止することもあります。その際、受講料は生損金となります。

申込書 [FAX 番号: 045-664-4680]	
講座名	年金アカデミー(2024年2月19日実施)
ご芳名	
ご住所	〒
TEL:	()

健康と年金出版社ホームページからもお申し込みが可能です

